

基本構想で  
定める「自治体  
経営戦略」に  
基づく取り組み

平成15年度

基本構想で定める「自治体経営戦略」に基づく取り組み 平成 15 年度

### 基本構想の「自治体経営の基本的な考え方」

平成 13 年 9 月に市議会で議決された三鷹市基本構想では、新たな世紀における自治体の役割を明確に提示しました。この基本構想では、「自治体経営の基本的な考え方」として、三鷹市が進める「自治体経営戦略」について特に独立して項を設けて展開しており、それは行政の役割転換、協働のまちづくりの推進、成果重視の行政経営システムの確立、柔軟で機動的な推進体制の整備、透明で公正な行政の確立の 5 つの考え方から構成されています。

例えばの「行政の役割転換」においては、「安定した市民生活を保障するための仕組みをつくる」とともに、市は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換する」としており、行政はセーフティーネットの構築やリスク・マネジメントを行いながら、民間の活力や資源を最大限に活用して事業の戦略的展開を図ることを掲げています。

### 章の構成

この章では、基本構想に掲げる三鷹市の「自治体経営の基本的な考え方」に沿って、上で示した 5 つの基本方針に則った平成 15 年度の主な取り組みについて紹介しています。

三鷹市における自治体経営の確立に向けた全体的な取り組みとしては、第 1 章から第 5 章において基本計画や行財政システム改革等の取り組み状況をまとめていますが、本章ではその中から事業手法やその視点において、特に代表的だと思われる「三鷹市らしい取り組み」を選び、その説明をしています。



## 1 行政の役割転換

### (1) 「あすのまち・三鷹」プロジェクトの推進

「あすのまち・三鷹」プロジェクトとは

「あすのまち・三鷹」プロジェクトとは、三鷹市から発信する IT を活用した先進的なまちづくりのモデルシステムであり、三鷹市が基本目標とする「人間のあすへのまち」を市民満足度の向上と自治体経営の視点から有効に実現するために、IT（情報通信技術）などの先進技術を中心とした「先導的モデル事業」や「実証実験型事業」の手法を積極的に用い、民学産公の協働によって事業展開を図り、具体的な公共の事業や公共のサービスのモデル等の成果を全国に波及させ、さらには世界に広げていくことを目指す

ものです。「あすのまち・三鷹」推進協議会（以下、「協議会」）は、この「あすのまち・三鷹」プロジェクトを推進する組織として、平成 14 年 8 月に発足しました。

現在、協議会は、民学産公それぞれを母体とする 80 の団体会員と 15 人の個人会員で構成されています。

協議会の活動としては、次に述べる重点事業やプロジェクト等を実施したほか、新たな事業への展開に向けて、引き続き事業提案を募集しました。また、先進機器やアイデアを常設する場として、三鷹産業プラザ地下 1 階に「みたかショーケース e」をオープンし、市民を始めとする多くの人々へ協議会の取り組みを PR しています。

#### 重点事業の取り組み

協議会の重点事業として「三鷹ネットワーク大学（仮称）」の検討を平成 15 年 9 月から開始しました。「三鷹ネットワーク大学（仮称）」は、市民生活の向上に資する新しい技術やシステムを開発し、都市活力の再生と充実した生涯学習の機会を提供することを目的としています。三鷹に関連の深い教育・研究機関の長で構成する検討委員会（委員長：清成忠男法政大学総長）を設置するとともに、基礎的な調査を実施し、平成 16 年 3 月に「三鷹ネットワーク大学（仮称）構想」をまとめました。



「三鷹ネットワーク大学(仮称)」開設協議会

平成 16 年 6 月には、平成 17 年度の「三鷹ネットワーク大学（仮称）」の開設にむけた取り組みを推進するため開設協議会を設置し、講座や基本協定の内容、運営主体のあり方などについて、具体的な検討を始めています。

#### 平成 15 年度に実施したプロジェクト・研究会

具体的な事業としては、昨年度に引き続き、国の e - Japan 構想の一環である「e! school 三鷹モデル」と「電子自治体推進パイロット事業」を実施しました。「e! school 三鷹モデル」プロジェクトは、平成 14 年度から継続して実施してきましたが、平成 15 年度には、Ipv6 網を活用した小中学校の「総合的な学習の時間」における遠隔学習や、公共施設におけるテレビ電話対応 VoIP による相談業務や連絡業務の実験を行いました。特に平成 15 年 10 月には、「e! school 三鷹モデル」の中間発表会と、全国の 3,215 校が参加する文部科学省と総務省の連携プロジェクト「学校インターネット」の最終的な成果の研究発表会が 2 日間にわたって市内で開催されました。中間発表会において行われた小中学校の公開授業では、テレビ電話、動画配信システム、IP 電話、ドリル学習コンテンツなどを使い、地域の施設や人々と結んだ新しい授業の姿が公開されました。

「電子自治体推進パイロット事業」プロジェクトでは、平成 14 年度に引き続き、三鷹

市で初めて実施された電子納付等の実証実験を、住民票の写し請求や印鑑登録証明書交付申請等の5つの対象業務について取り組みを進め、システムの標準化や利便性と有効性についての検討を行いました。また、平成16年度のプロジェクト化に向けて、高齢者のための行動範囲拡大促進のための「シニアeウォーク」研究会が、2月に設置を承認されており、準備を進めています。

三鷹市は、従来から、行政手法の1つの手法として「実験参加方式」を取り入れてきました。これは、新しい施策について期限を設けて実験的に実施し、その是非や改善点等を検証し、事業化を具体的に検討するというものです。今回の「あすのまち・三鷹」プロジェクトはこの「実験参加方式」をさらに進めて、産学官と市民が協働し、ITを基礎とした先導的モデル事業等を行うためのものです。三鷹市は、民学産公の協働とコーディネート機能の強化を図りながら「あすのまち・三鷹」プロジェクトを推進します。さらに、これらの様々な取り組みを基礎として、市での事業の本格実施に向けて具体的な成果を示すことができるよう取り組んでいきます。

## 2 協働のまちづくりの推進

### (1) 市民協働センターの開設

#### まちづくり研究所からの提言

平成14年4月に設置した「三鷹市まちづくり研究所第1分科会」では、「新しい協働型社会のあり方について」を研究テーマとし、中でも早急に具体的な計画を立案すべき緊急課題として、「市民協働センターのあり方」について集中的に議論が進められました。

同年11月には、その基本的な考え方をまとめた第1次提言を市長に提出するとともに、さらに具体的な検討を行うため、市民協働センター検討のための作業部会を設置しました。この作業部会では、市民協働センターの開設に向けて、特に運営方法と機能を中心とした議論が進められ、平成15年6月、これらの検討結果をまとめた第2次提言が市長に提出されました。

この提言の中では、市民協働センターの運営について初めから固定的なあり方を示すのではなく、実証実験としての試行的な設置・運営からスタートし、運営委員会の方式や必要な支援など協働センターの機能についてさらに調査・検討を進めていくことを提案しています。また、開設当初は、市職員が事務局を担い、実質的には公設公営的な運営手法からスタートし、成果の検証・見直しを図る中で、段階的に事業を拡充し、市民、NPO等の運営参画による「公設協働運営」を目指すという発展の方向性も示されています。

一方、基本的な機能としては、市民活動のサポート機能（NPO法人設立やマネジメント支援、住民協議会との連携・交流支援など）、まちづくりに関する市民参加の窓口機能（まちづくりに関する調査・研究、市民参加の支援など）、「新しい公共」の分野に

おける協働推進機能(協働事業の公募、NPO等の企画提案へのサポートなど)のほか、市民活動団体への場の提供と交流・情報提供機能の重要性も指摘しています。

#### 市民協働センターの開設

市では、まちづくり研究所の提言を受け、設置条例の整備等の準備を進め、平成15年12月に「三鷹市市民協働センター」を開設しました。この市民協働センターは、これからの地域社会のあり方として、市民とともに新しいアイデアを生み出し、ともに事業を進める「協働のまちづくり」を進める拠点施設を目指したものです。



市民協働センター

当面の運営については、まちづくり研究所の提言を受けて、利用状況やニーズの把握を行い柔軟で試行的な運営を進めながら、体制の整備を図ることとしました。そのため、概ね3年間は市が運営し、公募市民を含めた運営準備委員会や企画運営委員会で、運営体制や支援策などセンターの機能について具体的に調査・検討を進め、段階的に事業を拡充し協働運営への移行を目指していきます。

#### 運営準備委員会の設置

このように、試行的な運営からスタートした市民協働センターは、センターの運営組織や利用方法、当面の事業計画などを市民参加で検討するため、平成16年2月に「運営準備委員会」を設置しました。運営準備委員会は、NPO・市民活動団体などの推薦者15人と公募市民10人の計25人で構成されました。具体的な検討にあたっては、運営・組織のあり方等を検討する第1分科会、事業方針・事業計画等を検討する第2分科に分かれて議論を進め、全体会で各分科会の検討状況を確認し意見交換を行いながら効果的・効率的に検討を進めました。

運営準備委員会では、延べ15回の分科会と8回の全体会を開催し、平成16年6月に報告書をまとめ市長に提出しました。報告書の中では、運営の方向性として市民・NPO等の運営参画による公設協働運営を目指すこと、運営体制としては企画運営委員会を設置することなどが提案されるとともに、企画運営委員会の規約の骨子についてもまとめられています。また、当面の事業計画については、市民活動支援のためのセミナーなどを行うことが提案されています。

今後は、報告書に基づき、平成16年7月に企画運営委員会を設置し、本格的な実証実験としての運営を開始します。三鷹らしい市民協働センターのあり方についてさらに調査・研究を進め、市民協働センターが協働型社会を推進するネットワークの拠点施設と

しての機能を十分発揮し、協働のまちづくりの実現を目指して取り組みを進めていきます。

## (2) 産業振興計画の策定

### 産業振興計画 2010 策定の背景

三鷹市の産業振興計画は平成 8 年度に策定されていますが、市は、社会経済情勢の変化や中心市街地活性化法制定などの新たな課題に対応するために、基本構想・第 3 次基本計画の策定を踏まえて計画を全面的に改定し、新たな計画（「三鷹市産業振興計画 2010」として確定）を策定することとしました。この新たな計画によって、今後の産業振興施策の体系を明らかにするとともに、その積極的な推進を図ることにより、活力ある都市の創造の実現を目指すこととしたものです。

### 策定過程での市民参加

#### 【検討市民会議の設置】

産業振興計画の改定にあたり、市民、事業者の意見を広く反映させるために、同計画の素案案（以下「素案（案）」といいます。）の検討・提言の主体として平成 14 年 12 に「三鷹市産業振興計画（改定）検討市民会議」を設置しました。検討市民会議は、SOHO 事業者やアニメーション・コンテンツ事業者の市内立地など、市の産業構造の変化に適切に対応するため、工業・建設業等分科会（ものづくり・建設分野）、商業・サービス業分科会（商業・生活関連サービス分野）、都市型産業等分科会（情報関連・コンテンツ分野）の 3 分科会に分かれて議論を行いました。検討市民会議は、計 5 回の会議を行うとともに、主に市内の事業者を対象としてファックスアンケートやグループインタビューによる意向調査も実施しました。これらの意見は検討市民会議へ報告され、対策等についての検討を行った後、素案(案)に反映されました。

#### 【商工振興対策審議会での審議】

その後、市は、素案(案)の庁内検討を経て産業振興計画 2010 の素案を作成し、これを市のホームページに掲載したほか、生活経済課の窓口でも配布し広く市民にお知らせしました。また、平成 15 年 9 月には、「三鷹市商工振興対策審議会」へ素案の検討を諮問しました。審議会では計画全般を審議した後、「ものづくり・建設分野」、「商業・生活関連サービス業分野」、「情報関連・コンテンツ分野」の 3 区分ごとに検討を進めました。また、計 4 回の審議会の議事録をホームページに掲載し、検討状況などを紹介しました。

審議会での意見・要望等は分野ごとに取りまとめられ、同年 12 月に答申として市長へ提出されました。市は、この答申を踏まえ、産業振興計画 2010(案)を作成し平成 16 年 3 月に計画を確定しました。

### 産業と生活が共生する都市の実現に向けて

#### 【産業振興計画 2010 の概要】

産業振興計画 2010 は、総論と各論の 2 部で構成されていますが、特に、重点的に取り

組む課題等を掲載する各論については、市民会議や審議会における検討を踏まえ、「ものづくり・建設分野」、「商業・生活関連サービス業分野」、「情報関連・コンテンツ分野」の3分野の構成とし、新たな産業施策の体系を掲げました。そして分野ごとに、「産業基盤の強化」、「事業・経営環境の向上」、「人材力等の強化と雇用機会の拡大」、「市民・事業者との協働」の4つの柱を体系づけ、分野横断的な推進を図ることとしています。

また、この計画では、業種を問わず、地域の人的・技術的・経済的資源等を有効に活用し、創造性、付加価値性の向上や国際競争力の強化等を目指す産業を広く「価値創造都市型産業」と位置づけ、そ

の振興にあたっては国際的な事業展開を視野に入れる事業者、起業家への支援を強化すること、また、地域の都市的需要にきめ細かく応えることで新たな雇用の創出が期待されるNPO活動やコミュニティ・ビジネスの支援を促進することとしています。

#### 産業と生活が共生する都市の実現に向けて

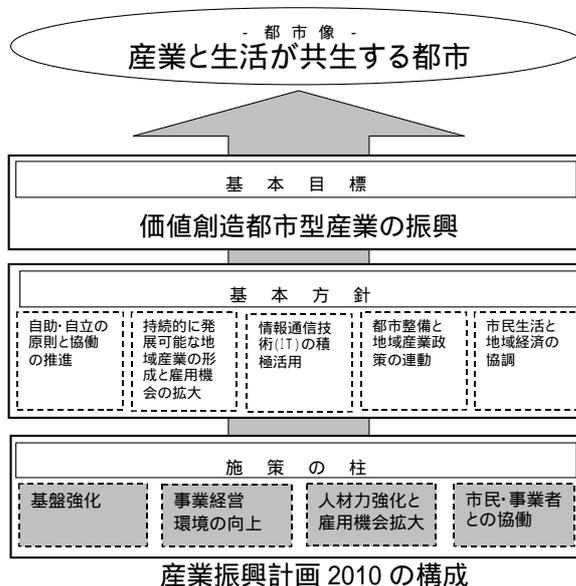
今後、市は、計画に位置づけられた事業等の推進を図るほか、産業振興の主役である事業者や各推進主体による事業実施等に対し、必要に応じてコーディネーターとしての機能を十分に発揮し、これを強力に支援していきます。また、常に産業振興の担い手にとって効果の高い施策・事業の実施に努め、地域産業振興と市民生活の向上の実現を図り、「産業と生活が共生する都市の実現」を目指します。

### (3) 四小コミュニティスクールの取り組み

#### 地域が共生する「コミュニティスクール」として

21世紀に生きる子ども達が、活力をもち、豊かな社会の構成員として夢を育み、たくましく生きぬいてほしいとの願いは市民共通の願いです。そのためにも地域の教育力を再生し、地域で子どもを育てる環境を、学校を拠点として整備することが重要です。

三鷹市においては、地域に開かれ、地域で子どもを育てる学校づくりを推進していますが、市立第四小学校では、地域に開かれた「コミュニティスクール」として、地域・学校・家庭がそれぞれパートナーとして協働するなかで、子ども達が主体的に学習や活動を展開できるよう、教師、保護者、地域の人たちが一体となり、互いが共に学び、共に育ち、共に生きる学校づくりを進めています。



## 教育ボランティア制度

以下に紹介する第四小学校の教育ボランティア制度は、たくさんの「ひと・もの・こと」とふれあい、様々な体験を積み重ねていく中で、子どもが自ら考え、夢や希望をもって、共に心豊かに生きていく力を育てる「夢育（むいく）の学び舎」構想の中核を担っています。

### 【コミュニティ・ティーチャー】

コミュニティ・ティーチャーは、職務上の専門的な知識や技術を持つ保護者や地域の市民が「総合的な学習の時間」などの「先生」として授業に参加しています。コミュニティ・ティーチャーとして、医師、菓子職人、農家の方などの参加を得るほか、青年会議所、J A、地元商店会・自治会、N P Oなどの団体やI B Mなどの大手企業の協力を得ています。このコミュニティ・ティーチャーの活動により、より多様な「総合的な学習の時間」の単元開発が可能となり、子ども達に様々な実体験と課題解決学習が展開されています。

### 【学習アドバイザー】

学習アドバイザーは、各教科の授業や行事の指導補助を行うボランティアです。主に保護者の方が多く生活科や家庭科の実習支援、また遠足の引率補助など、教師のパートナーとして幅広く活動しています。特に、最近では学力低下がいわれる中、基礎・基本の確実な定着のために、算数の習熟度別授業などではきめ細かな指導に合わせて、1回の授業に4～6人の学習アドバイザーが入ります。研究授業後の研究協議会にも参加し、教師と共によりよい授業づくりを目指しています。



学習アドバイザーによる指導補助

【きらめきボランティア】

きらめきボランティアは、保護者や地域の市民が自分の趣味や特技を活かし、課外の選択クラブ活動を指導するボランティアです。教師が指導する必修クラブのほかに、地域や保護者の方が授業前や放課後、休日などに、子ども達と活動を行っています。英会話、手話、野球、サッカー、ハンゲル、クラシックバレエ、合唱、パソコンなどの20のクラブが運営されており、子ども達には複数選択してもよいし、全く参加しなくてもよい自由なクラブ活動です。

また、保護者や地域の市民からは、大人を対象とした「きらめきクラブ」も作ってほしいとの要望が出され、吹奏楽、ママさんパソコンクラブ、合唱、クラシックバレエなどが発足しています。これらは、土曜日や日曜日にも実施され、地域の事業となっています。

#### 学校を核とした地域コミュニティづくりを目指して

平成 14 年 11 月には、第四小学校の教育ボランティアは、東京都から特定非営利活動法人「夢育支援ネットワーク」(NPO)として認証されました。現在、第四小学校では、NPO法人「夢育支援ネットワーク」と協働で、21 世紀を生き抜く「人間力」の育成を目指す「生き方教育」と「起業家教育」を重ねた「四小アントレプラン」という骨太の教育実践に取り組んでいます。

市は、今後も地域との連携・協力を進め、保護者や地域の市民の学校運営への参加を積極的に進めるとともに、地域の力を活かした、創意工夫と特色ある学校づくりを行うとともに、学校を核とした地域コミュニティづくりを進めていきます。

### 3 成果重視の行政経営システムの確立

#### (1) 「各部の運営方針と目標」の策定

##### 「各部の運営方針と目標」の意義と特徴

平成 15 年度から策定した「各部の運営方針と目標」は、4 月に就任した清原市長の発意により始められたものです。「各部の運営方針と目標」は、各部長が部の経営や事業の戦略的な展開の観点から、「部の使命・目標に関する認識」を明確にし、職員数、予算規模の「部の経営資源」を踏まえて「今年度の実施方針と個別事業の目標」を設定し、市長との協議・調整を経て市民に公表するものです。これは、市長が各部長の目標を設定し管理するという上意下達の視点からではなく、各部長が市長に対して「各部の成果目標を示す」という、「成果重視」の考えから提案されたものです。

また「各部の運営方針と目標」は、何をするかという事業中心の発想からスタートするのではなく、基本構想・第 3 次基本計画や施政方針を踏まえつつ、市民の視点に立ち、本来、各部が果たすべき使命を明らかにして目標を設定し、それを実現するための個別事業の展開までを視野に入れた、いわば「部の経営の全体構想」を示すものといえます。特に個別の事業の達成目標については、目標指標として可能なものは数値を用いて設定するなど、できるだけ具体的に定めることとしました。

##### 「政策会議」と事業の戦略化・重点化

「各部の運営方針と目標」は、毎年 10 月初旬に行う、市長他の理事者等による政策会議での発表に向けて、各部で作成が進められます。政策会議とは、政策面・財政面から次年度の政策の方向性や重要な事業の実施方針を決定する会議であり、この会議において、事業評価の中間評価として、事業の進捗状況等の確認と次年度に向けた提案の評価が行われるとともに、各部が作成した次年度の「各部の運営方針と目標」案の協議が行われます。

平成 15 年度の政策会議では、「各部の運営方針と目標」案の発表にあたって、各部が翌年度に取り組みたいと考える重点事業の説明がプレゼンテーションソフトを用いてビジュアルに行われ、引き続き理事者と次年度の実施方針や重点事業の協議が行われまし

た。そして各部とのヒアリングの終了後、理事者による総括協議が行われ、全市的な視点から翌年度における市の重点施策の選択が行われ、それが予算編成方針に明示されて各課に通知されました。

従前、予算編成方針の通知は、概ね同様の内容で事務的に出されていましたが、平成 16 年度予算編成においては、社会経済状況の変化への対応等を踏まえた施策・事業の重点化を図るとともに、それを予算編成方針で明示したいとの市長の意向から、初めての取り組みとして「各部の運営方針と目標」による事業の戦略化・重点化とともに、それとリンクした予算編成方針の策定が行われました。

平成 14 年度から始めた事業評価は、100 を超える個別事業の目標達成や成果を評価するものですが、「各部の運営方針と目標」の策定は、個別の事業の評価だけでは充分に成しえない「事業の戦略化・重点化」を行う評価手法でもあり、三鷹市が目指す総合行政評価システムの一翼を担うものといえます。

#### 目標と達成状況の公表

平成 15 年の政策会議で検討された平成 16 年度の「各部の運営方針と目標」は、予算確定後の調整を経て、新年度に広報やホームページ等で公表されます。また、昨年 10 月に公表した平成 15 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況については、「自治体経営白書 2004」に掲載するとともに（ 章 ） ホームページでも公表します。

今後も引き続き、事業の「選択と集中」と「戦略的展開」を図るために、改善を加えながら「各部の運営方針と目標」の策定と公表の取り組みを進め、成果重視の行政経営システムの確立を目指します。

## (2) 市長表彰(ベストプラクティス表彰)の実施

#### 「市長表彰」の開始

平成 15 年度から始めた、もう一つの「成果重視」の取り組みとして、「市長表彰(ベストプラクティス表彰)」があります。この制度も清原市長の、「市長が市民の皆さんの優れた取り組みを表彰すると同様に、市の職場の優れた実践を表彰したい」との発意から始められたものです。具体的には、市長が各課から推薦された取り組みの中から、2003 年のベストプラクティス として年頭に「市長表彰」を行うことによって、職場からの実践的な改革・改善の取り組みを奨励し、ひいては活力と魅力ある市政の実現を目指すものです。

ベストプラクティス - 課題の克服や問題解決等に向けた取り組みの中で、とくに優れたもの。

#### 選考の流れ

具体的な市長表彰の選考の流れとしては、各課は、平成 15 年 1 月から 12 月までに行なった取り組みの中から「2003 年 各課ベストプラクティス」をひとつ選出して、推薦調書を 12 月中旬に提出します。各課から推薦された取り組みは、市長・助役・収入役及び教育長による審査会で選考を行い、1 月の年頭の市長訓示において「市長表彰」の選考結

果が発表されます。具体的な選考基準としては、懸案課題の解決、三鷹的な創意工夫、新規事業への挑戦、コスト削減のしくみづくり、市民満足度の向上、経常業務の改善の5つの基準を踏まえ、総合的な評価が行われます。

#### 受賞職場と記念の盾

今回の表彰では、1週間たらずの短い応募期間にも関わらず38課から48件もの応募がありました。まず、第一次選考として、市長が推薦調書の全件に目を通し、48件の中から15件の取り組みをノミネートしました。次に理事者全員による最終審査が行われましたが、選考は大変難しいものとなり、優秀賞2点、優良賞2点、努力賞3点の計7点の



最終決定が行われたのは、仕事納めの日となりました。

審査の結果、優秀賞には都市整備部都市計画課の「用途地域等の見直しにおける新制度の導入」と、株式会社まちづくり三鷹の「産業プラザ 期建設事業」の取り組みが表彰されました。1月末に行われた表彰式では、市長から自らがデザインした記念品の盾が授与されましたが、盾には金色で受賞課名と星が刻まれ

表彰式と記念品の盾

ており、優秀賞「  
」、優良賞「  
」、努力賞「  
」のように、賞により数が決まっています。

市長は授与式で、「来年以降も、盾が2つ、3つと増えるように、今後もさらなる改革・改善を進めてください」とコメントしていましたが、成果重視の行政運営を目指して、職場からの継続的な取り組みの推進が求められています。



## 4 柔軟で機動的な推進体制の整備

### (1)安全安心パトロールの実施

#### 生活安全条例の制定と生活安全推進協議会の発足

池田小学校事件を契機に市民の安全を確保するため、平成14年10月に生活安全条例を制定しました。この条例は、市民等の生活の安全に関する意識の高揚を図るとともに、犯罪を防止するための自主的な活動を推進することにより、安全安心のまちづくりを推進することを目的としています。また、この条例に基づく市民会議として、平成15年5月に生活安全推進協議会を設置しました。

生活安全推進協議会は、防犯協会、公立小学校PTA連合会、住民協議会、町会・自治会、警察署、消防署、市などの関係機関、団体から選出された委員と、公募による市民委員計16人により構成され、生活の安全に関する広報・啓発や、生活の安全を向上さ

せるための調査研究、市民と市内の公共的団体及び関係行政機関の協働による生活安全活動の推進などについて協議を行っています。

#### 推進協議会の活動

協議会の活動は、概ね2か月に1回開催し、精力的に活動を行っています。会議では、市内における犯罪発生状況を警察署から報告を受けるとともに、地域安全マップ作成の提案や生活安全に関するガイドラインの策定に向けた取り組みを進めています。この地域安全マップは、市内15小学校区の通学路を中心に危険箇所の点検や学校関係者等からヒアリングを行い作成するもので、子どもに分かりやすく、また、市民が手軽に地域の安全と安心の確保に利活用できるものを目指して作成作業を進めています。また、ガイドラインの策定に向けては、防犯フィールドワークを行い、空き巣犯罪が発生した箇所や少年の溜まり場などの現地調査を行うとともに、防犯カメラをガイドラインに盛り込むことの可否や規定する場合の利用基準について、さらに専門的な調査・研究が必要であるとの結論に至り、プライバシー保護の課題など防犯カメラの有用性と問題点を検討するため、「防犯カメラ検討専門部会」を設置しました。専門部会は、6人の委員から構成され、平成16年度の前半までに報告書を作成することを目標に、他の地域の現地調査を含め集中的に取り組んでいます。

#### 安全安心パトロールの実施と安全安心課の新設

平成15年10月に、三鷹駅前の商店街で発生した強盗殺人事件は、大変痛ましい事件でした。市内での犯罪件数そのものは減少していますが、このような凶悪事件の発生や、全国的に青少年が被害者になる事件の多発は、地域の市民に対しても大きな不安感をあたえるものとなります。市は、市民の生命の安全を守る事こそ第一の責務であることを再確認し、当初予算などの措置はありませんでしたが、平成15年12月に「安全安心パトロール」を開始し、迅速で機動的な対応を図りました。また、教育委員会では、近年増加している子どもを狙った犯罪に対する防犯対策として、通学路などで児童・生徒を緊急時に一般家庭が保護する「みたか子ども避難所」への協力を行うとともに、予備費を活用することにより、市内在住・在学の児童・生徒へ防犯ブザーの貸与を平成16年2月から開始しました。



安全安心パトロール車

市は、「安全安心・市民協働パトロール」の実施体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に段階的に取り組むこととしました。

当面、第1段階として市内出張する機会の多い市職員、市政嘱託員による「安全安心パトロール」を開始し、今後、第2段階として市委託業者、第3段階では事業者、市民ボランティア、NPO等と連携した実施体制を築いていく予定です。

また、防犯対策の強化を図るため、平成 16 年 4 月に、生活環境部に安全安心課を新設しました。今後、この安全安心課が庁内横断的な取り組みを進めるための機動的な事務局となり、安全安心パトロール車による巡回・相談、市民・事業者の協力を得て行う市民協働パトロールの実施、地域安全マップの作成・活用、生活の安全に関するガイドラインの策定と防犯カメラの検討、犯罪発生に関する情報発信の仕組みづくりなどを行い、市民が安全で安心して暮らせる三鷹のまちの創造を進めていきます。

## (2) 「三鷹市人財育成基本方針」の策定

### 策定の背景

地方分権の進展と長引く不況により、逼迫した経済財政状況下においても市民の視点に立った行財政改革を展開している三鷹市では、高環境・高福祉の実現と市民との協働のまちづくりの実現に向け、創造的な自治体経営に積極的に貢献する人財育成に取り組んでいます。

平成 11 年 6 月に策定された三鷹市行政経営品質評価基準には、人財の育成と能力開発をコンセプトとして掲げるとともに、平成 12 年には行財政システム改革大綱及び同実施方策を策定し、基本的な視点及び新機軸として、人財育成に向けた学習環境の整備を位置づけました。また、創造的な自治体経営を目指す組織に必要な人財を、組織的かつ計画的に育成していくため、平成 13 年度に策定された第 3 次基本計画では、CDP(キャリア・ディベロップメント・プログラム：企業や団体のビジョンや将来の進む方向に合わせて、職員個々の能力を開発するプログラム)導入を視野に入れた、人財育成への積極的な取り組みを掲げています。

具体的な取り組みとしては、平成 14 年 12 月に人財育成に関する全庁的な職員意識調査を実施し、職員の住民志向性(市民満足度向上への志向性)、職員の個人能力特性、職場の組織能力特性と職務特性、能力開発への意欲等を現状分析し、人財育成の具体的推進を図るために、平成 15 年度に「三鷹市人財育成基本方針」を策定しました。

人材の「材」には、素材・材料というイメージがあるため、市民サービスを提供していく組織の宝・財産という意味で、「人財」を使用しています。

### 改革への気概

この基本方針では、改革リーダーとしての気概に満ちた一騎当千の人財育成を可能にするための、新しい手法での資質能力開発の仕組みづくりを検討しています。

これまで三鷹市が市民との協働によって育んできた改革の伝統は、三鷹の DNA として受け継がれています。今も貫かれている市政運営の理念は、市民の視点に立った行財政改革と市民との協働による高環境・高福祉のまちづくりを進める意欲と気概



< 三鷹市職員が持つべき4つの気概 >

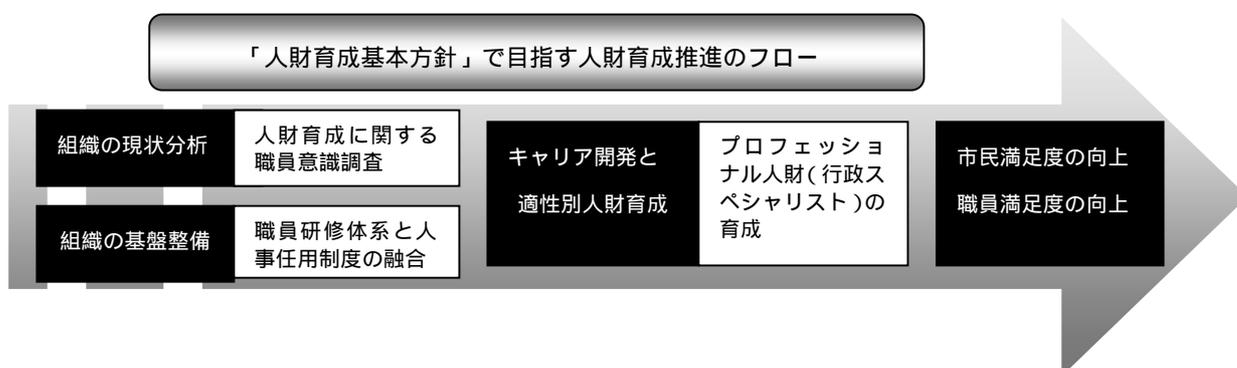
です。本方針は、未来へ向けて三鷹市が築いていかなければならないことは何なのかを、一人ひとりの職員が自らの使命として明確に把握し、組織への貢献を通じて自己実現を達成していくことを目的としています。

#### 基本方針での取り組み

本基本方針は、効率的で開かれた自治体～「21世紀型自治体」を目指す組織が必要とする、プロフェッショナル人財育成のための以下の3つのキーワードを中心として構成されています。

- 1 新しい人事任用制度の確立：総合的な評価をするための「多次元的评价軸」を持つ、人事任用制度の確立と、組織環境の整備を目指します。
- 2 真に職員の能力開発を促進できる手法（研修）の開発：自律性を持った職員、つまり行政プロフェッショナル人財を育成するために、自主的に選択できる能力開発コースとメニューを整備します。
- 3 人事任用制度と研修・能力開発体系が融合した複合システムの構築：自己啓発努力と能力実証を適正に評価し、その結果を処遇に反映してマンパワーを最大限組織活用していくための、人財育成推進システムを体系化していきます。

今後も引き続き少数精鋭の自律的な組織づくりを目指して、人財育成基本方針に基づき組織内部の基盤整備と、キャリア開発システムの設計に取り組むとともに、職員意識の抜本的改革の推進と、市民満足度の向上を積極的に図っていきます。



## 5 透明で公正な行政の確立

### (1) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の確立

#### ISMS構築のねらい

昨今の情報通信技術の進展に伴い、行政事務におけるコンピュータや通信ネットワークの利用が順次進められています。また、三鷹市が保管している情報は、市民の個人情報が多く含まれており、市民全体の共有財産として安全に管理するとともに、市民サービスのために適切な利用を図ることが不可欠です。この他、平成15年8月には住民基本台帳ネットワークの第2次サービスも開始されるなど、情報セキュリティに関する市民からの関心も強くなってきています。

このようなことから、市が保有する情報を安全に管理し、利用するために、平成 15 年度に企画部情報推進室及び市民部市民課を対象として、「情報セキュリティマネジメントシステム( I S M S )」の構築を行い、情報セキュリティ管理の徹底を図りました。

### I S M S 構築の取り組み

この I S M S 構築に先立ち、平成 15 年 6 月には「住民基本台帳ネットワークにおける情報漏えい事故等取扱要領」を作成し、住民基本台帳ネットワークで発生した障害に対して、迅速かつ的確な対応ができるためのガイドラインを整備しました。

今回の I S M S 構築の対象範囲は、住民基本台帳、戸籍、印鑑、年金、各種証明書交付など、市民の皆さんの基本的な情報を取り扱う市民課及び市内 4 箇所の市政窓口とコンピュータ、通信ネットワークの管理などを行う情報推進室の業務としました。

この準備・検討作業のために、庁内の関連部課の職員により情報セキュリティポリシー策定作業グループを編成し、「三鷹市情報セキュリティ基本方針」の作成、助役を委員長とし情報セキュリティに関する検討を行う「情報セキュリティ運営委員会」の設置を行いました。

また、具体的な対策の実施のため、管理すべき情報の種別、内容、管理方法等の洗い出し、それぞれの脅威度と対策についての点検作業を進めました。さらに、この点検に基づき、情報セキュリティ確立のための対応策について検討を行うとともに、必要となる手順や規程等の整備を行いました。

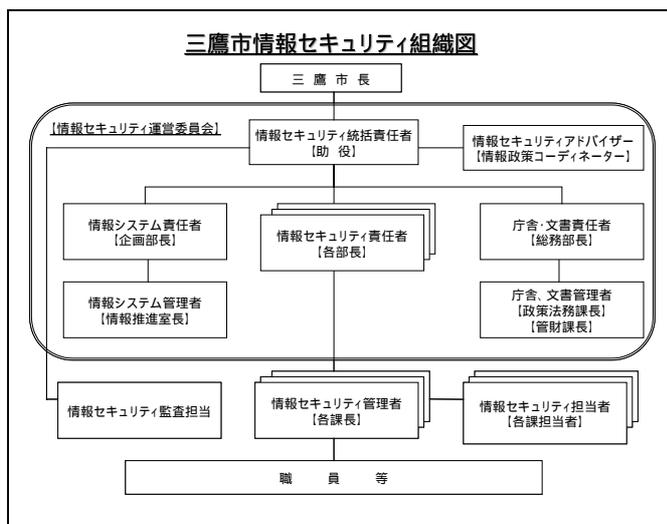
これらの作業を平成 15 年 7 月から 10 月まで行い、11 月にはここで整備した I S M S の運用状況を確認するための内部監査を実施し、さらに改善を行いました。



認証機関代表者から「認証登録証」を受領

### I S M S 認証取得の意義

このようにして構築した I S M S について、情報セキュリティの国際的な規格である「BS7799-2 : 2002」と、国内の基準規格である「I S M S 認証基準 Ver.2.0」に関して、第三者機関の審査を平成 15 年 12 月及び平成 16 年 1 月に受け、平成 16 年 1 月 26 日付け



で上記2つの規格の認証を取得しました。

このことは、市の情報セキュリティ対策が一定以上の水準にあること、それを継続的に維持・改善できる体制にあることが認められたということです。

#### 今後に向けて

これまで市の情報管理は、個人情報保護条例に代表されるように、市民の皆さんの個人情報を守るという観点を中心として取り組みを進めてきました。今回整備したISMSでは、この機密性（機密情報等が守られること）に加え、完全性（情報の正しい状態を保持すること）及び可用性（情報を必要なときに利用できること）を含めた3つの視点から情報を守る対策を行うこととしています。

平成16年度は、情報推進室と市民課の2つの課については、情報セキュリティ対策の確実な実施及び見直し・改善に努めるとともに、認証対象の業務範囲を市民の個人情報を多量に取り扱う市民部市民税課、資産税課、納税課及び保険課に拡大を図り、平成17年1～2月の追加認証の取得を目指します。今後も、市民の皆さんから信頼される情報マネジメントの確立を、職員のモラル強化を含めて進めていきます。

#### (2)メールマガジンの発行とタウンミーティングの開催

開かれた市政を目指す三鷹市において、市民生活の多様化や技術革新に対応するために、広報・広聴機能の充実、すなわち市政情報の積極的な提供と市民ニーズの的確な把握を行うことは、ますます重要な課題となっています。

市は、平成15年4月から広報紙の配布を新聞折り込みからシルバー人材センターの協力を得て全戸配布に拡充するとともに、また7月には、平成9年以来7年ぶりに市ホームページを全面リニューアルしました。このような取り組みにより、必要な市政情報を全市民が共有することが可能になるとともに、インターネットのさらなる活用により、いつでもどこでも瞬時に市政情報を取得することが可能になるなど、市民にとって利便性の向上が図られました。

そして平成15年度は、市民とのコミュニケーションや信頼関係の確立を特に重視する清原市長の方針を受けて、市民に必要な最新の市政情報を迅速に提供する施策として三鷹市長メールマガジンを、そして公聴機能拡充を図るために、日頃市政に直接関わりを持ちにくい市民の声を聞き、行政運営に反映させていくタウンミーティング「市長と語り合う会」をスタートさせました。

#### 三鷹市長メールマガジン

メールマガジンは、平成15年12月に創刊号を発行しましたが、パソコンや携帯電話を利用して、市長の考えた事や日々の行動を生の声として皆さんにお届けし、市政をより身近に感じ、三鷹市に親しみと誇りを持ってもらうことを目的としています。

メールマガジンでしか読めない市長の書き下ろしメッセージや市長コラム、日々の動き、理事者・部課長のコラム、そして希望する最新市政情報をジャンル別にして電子メ

ールで希望者に配信しています。メールマガジンの発行日は第1、第3日曜日の月2回で、平成15年度は8回発行しました。また、配信の登録は市のホームページからできませんが、登録者数は3月末で650件となりました。

#### タウンミーティング（市長と語り合う会）

タウンミーティング（市長と語り合う会）は、日頃、市政に参加する機会の少ない様々な層の市民が市長を囲み、市長のコーディネートにより、じっくりと対話することを目的としています。また、タウンミーティングの機会を通して、参加者同士で新たに仲間づくりが進められることも成果のひとつとなっています。



タウンミーティング

平成15年8月にスタートしたタウンミーティングは第2回までを試行とし、参加者の意向調査や運営経験を踏まえて改善を図り、第3回目から本格実施としました。第3回目以降は名称を「市長と語り合う会」に改めるとともに、原則公募、公開として傍聴者の参加、マスコミへの公開を行いました。参加者数も全員が十分な話ができるように、10人から12人程度として、広報紙やホームページで参加を募り、会議の内容は要点記録として市のホームページに掲載しました。

今後も、市民の意見等を聴取してメールマガジンやタウンミーティングの改善を図ることにより一層の広報・広聴機能の充実に努め、透明で開かれた市政の確立を図ります。